



日本大学との訴訟について

と き 平成26年9月17日(水)発表

平成24年7月26日付で日本大学から提起された日本大学医学部附属練馬光が丘病院の保証金に関する訴訟について、本日、東京地方裁判所において判決がありました。

【訴訟の内容】

- 1 事件名および事件番号
敷金返還請求事件
東京地方裁判所 平成24年(ワ)第21378号
- 2 訴訟提起日
平成24年7月26日(訴状到達日 平成24年8月28日)
- 3 当事者
原告 学校法人日本大学
被告 練馬区

【判決の主文】

- 1 被告は、原告に対し、50億円及びこれに対する平成24年6月7日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決の第1項は、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。

【練馬区コメント】

区の主張が認められなかったことは、真に残念であります。判決内容を精査のうえ、速やかに対応を検討いたします。

【問い合わせ】

地域医療担当部 地域医療課 医療連携担当係 電話03-5984-4673